

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第63号	三田市福祉事務所設置条例及び三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
福祉総務課	母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、同法を引用する当該関係条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。

【改正要旨】

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの

【改正内容】

母子及び寡婦福祉法について、題名が改められ、父子家庭に対する福祉の措置に関する規定がおかれる等の改正が行われた。これに伴い、関係条例に所要の整備を行うもの。(母子及び寡婦福祉法⇒母子及び父子並びに寡婦福祉法)

- ① 三田市福祉事務所設置条例（福祉総務課）
 - ・第2号各号列記以外の部分中の引用法令名称を改める。
- ② 三田市老人等医療費の助成に関する条例（国保医療課）
 - ・第2条中第9号、第10号及び第11号について、引用法令名称を改める等の規定の整備を行う。
 - ・別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。
- ③ 三田市職員の特殊勤務手当条例（人事課）
 - ・別表社会福祉業務手当の項目中の引用法令名称を改める。（一部改正）